

だいしん未来支店専用テレホンバンキングサービス振込規定

第1条 (だいしん未来支店専用テレホンバンキングサービスによる振込み)

- (1) ご契約者本人（以下「お客様」といいます。）の、だいしん未来支店専用テレホンバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）による振込取引（以下「振込取引」といいます。）については、本規定に従います。
- (2) お客様は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、振込取引を利用するものとします。

第2条 (振込等)

- (1) 大阪信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は依頼内容にもとづいて、当金庫所定の方法により振込みの取引を行います。
- (2) 前項の依頼内容について、電話機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 振込取引を利用して振込を行う口座は原則、だいしん未来支店専用普通預金（以下「普通預金」といいます。）お申込時に「普通預金解約などの場合に元利金をお戻しする口座」としてお客様が指定されたお客様ご本人名義の口座とします。
- (4) 振込は、受付日の翌営業日のお取扱いとなります。
- (5) 振込先の金融機関から当金庫に対して振込内容の照会があった場合には、当金庫は依頼内容についてお客様に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当金庫の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (6) 依頼済みの振込金の入金が行われていないことが判明した場合には、直ちに電話等でだいしん未来支店（以下「当支店」といいます。）にご連絡ください。

第3条 (依頼内容の変更および組戻し)

- (1) 振込処理をした後、お客様が当該振込の依頼内容の変更（以下「訂正」といいます。）または振込依頼を取りやめること（以下「組戻し」といいます。）を依頼する場合は本サービス所定の方法により速やかにご連絡ください。この場合、当金庫は、振込依頼の時と同様の方法で本人確認をさせていただきます。ただし、当金庫所定の振込訂正・組戻依頼書の提出は不要といたします。
- (2) 当金庫は、お客様からの依頼にもとづき、訂正依頼および組戻依頼の内容を振込先の金融機関に通知します。
- (3) 組戻依頼により、振込先金融機関から返却された振込資金は、原則、当支店の普通預金口座に入金します。
- (4) 訂正依頼および組戻依頼を受けた場合、振込資金が入金済みの場合等で訂正および組戻しができないことがあります。

第4条 (振込手数料等)

- (1) 当支店の普通預金口座解約に伴う振込みの実行にあたっては、振込手数料を徴求しません。
- (2) 訂正および組戻しの受け付けにあたっては、当金庫所定の振込訂正組戻手数料を当支店の普通預金口座より引落します。ただし、訂正および組戻しができなかったときは、振込訂正組戻手数料は返却いたします。

第5条 (災害等による免責)

次の各号の事由により振込資金の入金不能、入金遅延があっても、これによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。

- ①□災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- ②□当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、電話機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
- ③ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

第6条 (譲渡、質入れの禁止)

この取引にもとづくお客さまの権利および預金等の譲渡、質入れ、ならびに「だいしんテレホンバンキングご利用カード」の第三者への貸与等はできません。

第7条 (関係規定の適用・準用)

- (1) 本規定に定めのない事項については、だいしん未来支店取引規定、だいしん未来支店専用普通預金規定、だいしん定期センス定期預金取引規定、だいしん未来支店専用テレホンバンキングサービス利用規定等の各規定により取扱います。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。
- (3) 各規定は当金庫ホームページでご確認ください。

第8条 (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。
- (2) 前項の規定による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第9条 (準拠法および合意管轄)

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上